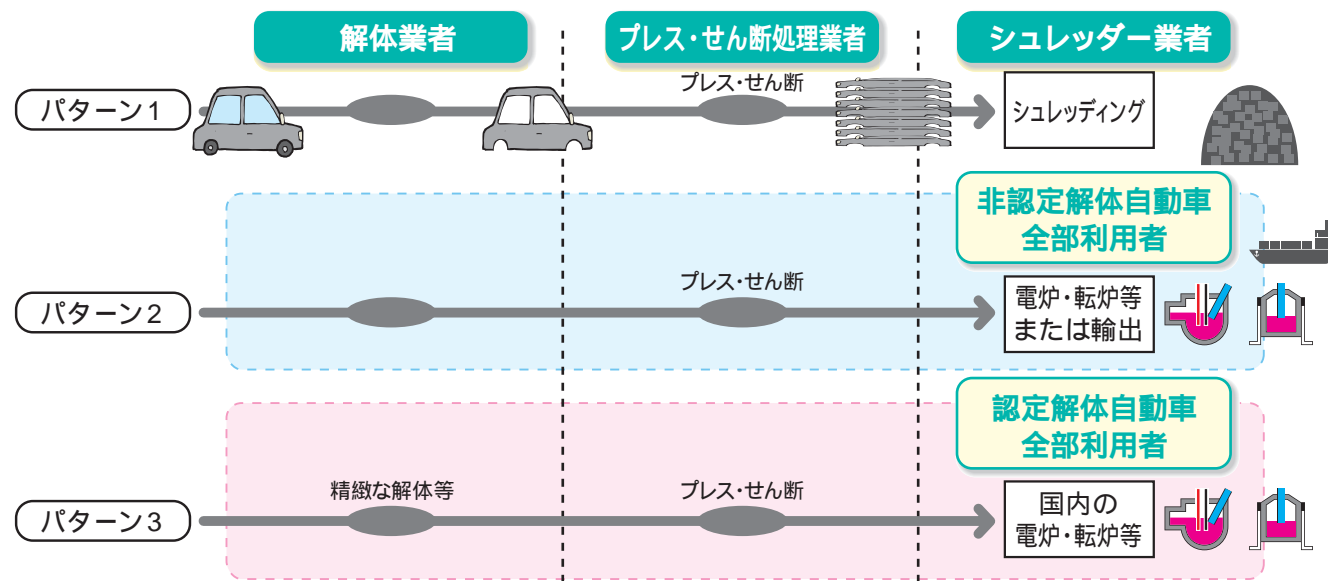


# 第8章 プレス・せん断処理業者の業務取回し

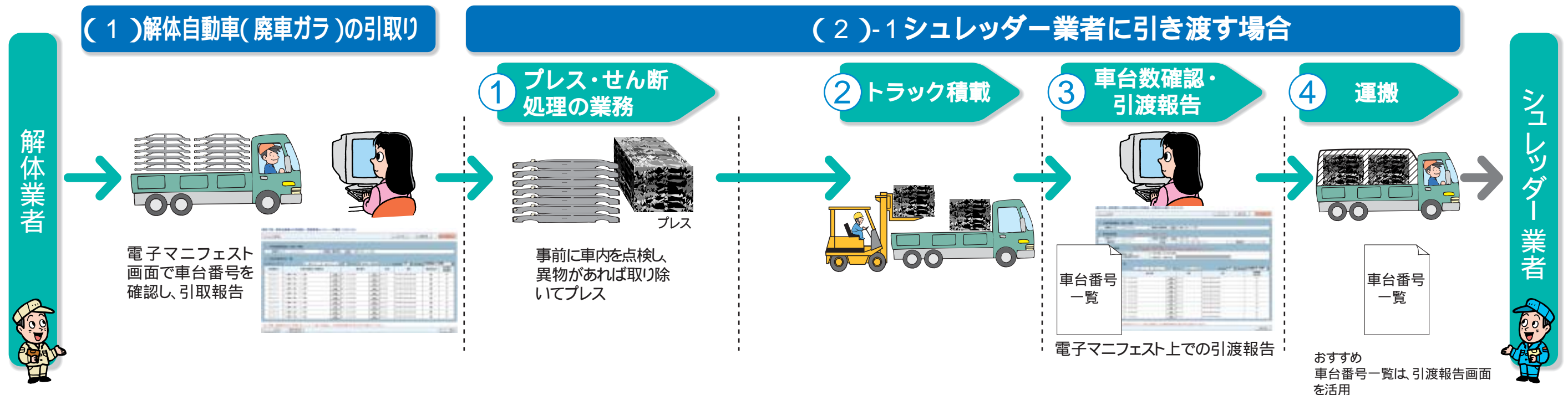
## 1. プレス・せん断処理業者の業務概要

### (1) 処理パターン

- ・プレス・せん断処理業者の処理パターンは、大きく分けると、シュレッダー業者に引き渡すものと解体自動車全部利用者に引き渡すものがあります。
- ・自動車メーカー等（チーム）と解体業者またはプレス・せん断処理業者との間に委託契約関係がなく、これらの事業者が独自のルートで電炉・転炉等や製品原料として輸出する事業者へ引き渡す場合は、その引渡し先は非認定全部利用者として区分されます。
- ・自動車メーカー等（チーム）と解体業者またはプレス・せん断処理業者との間に委託契約関係があり、国内の電炉・転炉等に引渡しを行う場合には、その引渡し先は認定全部利用者として区分されます。  
この委託契約により全部再資源化に取り組む解体業者またはプレス・せん断処理業者には、ASR分のリサイクル料金を原資として自動車メーカー等（チーム）から作業内容に相当する委託費を支払うこととなります（▶40ページをご覧ください）



### パターン1 シュレッダー業者に引き渡す場合



## 2. 処理パターン別の業務について

### (1) 解体自動車(廃車ガラ)の引取り(全パターン共通)

- ・前工程の事業者から解体自動車搬入された場合、前工程の事業者の引渡報告が行われているかどうかを確認します。
- ・車台番号を確認して移動報告画面で引取報告を行います。  
前工程の移動報告が行われていない場合は引取報告が行えません。  
▶自動車リサイクル法の対象となる解体自動車(2005年1月1日以降に引取業者が引き取ったものが対象)について前工程で移動報告が行われていない場合は、前工程の事業者へ電話等で確認をし、引渡報告を行っていただきます。自動車リサイクル法の対象とならない解体自動車(2004年12月31日以前に引取業者が引き取ったものが対象)については、従来どおりの慣習に従って処理してください。

### (2) プレス・せん断した解体自動車の引渡し

#### (2)-1 シュレッダー業者に引き渡す場合(パターン1)

- プレス・せん断処理の業務**
- ・必ず事前に車内の点検をして異物があれば取り除いてからプレス・せん断します。
- トラック積載**
- 車台数確認、引渡報告**
- ・プレス・せん断した解体自動車をトラックに積載するとき、車台数を確認して電子 manifests 画面で引渡報告を行います。
  - ・プレス・せん断した解体自動車では、後工程のシュレッダー業者が電子 manifests 画面でどの車台番号が搬入されたかを把握できませんので、情報管理センター〔(財)自動車リサイクル促進センター〕への引渡報告画面をプリントアウトしたものか、リサイクル券の束をトラックの運転手に持たせることをおすすめします。
- 運搬**
- ・シュレッダー業者へ搬出します。

(2)2 非認定全部利用者に引き渡す場合 (パターン2)

プレス・せん断処理の業務

トラック積載

プレス・せん断した解体自動車(廃車ガラ)をトラックに積載します。

車台数確認、引渡報告

引渡しを証する書面を作成し、電子マニフェスト画面を開いて情報管理センター[(財)自動車リサイクル促進センター]への報告を完了します。書面を手書きすることは大変ですから、電子マニフェストの報告画面をプリントアウトする方法をおすすめします。

運搬

上記書面をトラック運転手に持たせ、搬出します。

書面保管

書面に非認定全部利用者のサインや受領印等をもらったものを回収して保管します。

非認定全部利用者に解体自動車を引き渡したときは、その事実を証する書面として主務省令で定めるもの  
いつ、誰が、誰にどの車台(車台番号)を引き渡したかを、その引渡しの日から5年間保管しなければならぬ(法第18条8項-第16条5項)

(2)3 認定全部利用者に引き渡す場合 (パターン3)

プレス・せん断処理の業務

- ・委託契約した自動車メーカー等(チーム)の解体自動車とその他の解体自動車を分けて保管してください。
- ・プレス・せん断は各チームの解体自動車ごとに分けて行うことをおすすめします。
- ・プレス・せん断した解体自動車には、委託契約したチームが判別できるようにマーキングをしてください。

トラック積載

- ・委託契約したチームのプレス・せん断した解体自動車のみトラックに積載します。その他のプレス・せん断した解体自動車は載せないようにしてください。

車台数確認、伝票添付

- ・台数確認をして、電子マニフェスト画面で引き渡す車台の確定をします。この時点では情報管理センターへの引渡報告は行わないでください。
- ・電子マニフェストで荷姿詳細情報画面をプリントアウトします。
- ・自動車メーカー等(チーム)が指定する検収伝票(見本▶46ページをご覧ください)に必要事項を記入します。

運搬

- ・プリントアウトした車台番号一覧と検収伝票をトラックの運転手に持たせ、搬出します。

引渡報告、伝票管理

- ・車台番号一覧と検収伝票を回収し、記入(受領印等)がすべて行われているかを確認してください。記入もれがあった場合は速やかに処置してください。
- ・問題がなければ電子マニフェストの引渡先確定済荷姿の一覧画面を開き、情報管理センターへの報告を完了してください。

❗電炉・転炉等への運搬から情報管理センターへの報告完了までの期間は3日以内です。

車台番号一覧と検収伝票は5年間保管することが必要です。なお、自動車メーカー等(チーム)として委託した車台の確認が必要ですので、車台番号一覧と検収伝票のコピーを委託契約した自動車メーカー等(チーム)に郵送してください。

パターン2、3 解体自動車全部利用者に引き渡す場合

